

がんばろう！商店街事業（旧：Go To 商店街事業）
よくあるお問い合わせ（令和4年2月3日更新）

① 採択済の事業者様

1 イベント事業は、実施可能でしょうか。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、外出による感染リスクを最小限にするため、「集客を伴うイベント等」に該当する事業は全国一律に停止しております。事業再開時期等については、感染状況等を踏まえながら調整しているところであり、決定次第、当ホームページでお知らせいたします。

2 「集客を伴うイベント等」は具体的に何を指すのでしょうか。

一般的に、イベント等を実施することにより、外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等を指します。例えば、抽選会、謎解きイベント、スタンプラリー等のほか、イルミネーション等の外出を促す事業が「集客を伴うイベント等」に該当します。

3 オンラインイベントは、実施可能でしょうか。

「集客を伴うイベント等」に該当しないことから、実施可能です。事業計画の変更をご希望の場合は、事前に事務局までご相談ください。

4 商材開発事業やプロモーション事業は、実施可能でしょうか。

「集客を伴うイベント等」に該当しないことから、実施可能です。ただし、商材開発が「集客を伴うイベント等」と切り離せない事業である場合、又はプロモーションが「集客を伴うイベント等」を告知するものである場合は実施できません。事業計画の変更をご希望の場合は、事前に事務局までご相談ください。

5 停止措置の対象である「集客を伴うイベント等」について、オンラインイベントへ変更することは可能でしょうか。

事務局へ「実施計画変更申請」をし、その承認が得られれば、変更が可能です。事前に事務局の承認を得る必要がありますので、詳しくは事務局までご相談ください。

6 「集客を伴うイベント等」について、事業内容を見直すことにより、事業に要する費用が増加します。契約上限額以上の経費は支払ってもらえるのでしょうか。

契約条件に則り、契約上限額以上のお支払いはできません。

② 審査停止中の事業者様

1 応募したところ、いまだ採否の連絡を受けていないのですが、どのような取扱いとなるのでしょうか。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、審査を一時停止し、採否の判断を保留としております。審査再開などを含め、取扱状況に変化があった場合は、当ホームページでお知らせいたします。

2 「集客を伴わないイベント等（オンラインイベントやプロモーション、商材開発等）」も審査停止の対象となるのでしょうか。

同時期に申請を受理しているにもかかわらず「集客を伴わないイベント等」のみを先行して審査することは、審査の公平性に欠けるため、一律、全ての事業の審査を一時停止し、採否の判断を保留することとしております。審査再開など、取扱い状況に変化があった場合は、当ホームページでお知らせいたします。

3 既に応募しているのですが、取り下げし、事業実施期間を見直した上、再申請することは可能でしょうか。

本事業の応募については、令和2年12月24日（木）をもって募集を終了させていただきましたので再申請はできません。

③ 新たな募集について

1 本事業について、新たな募集は予定しているのでしょうか。

令和2年度第3次補正予算において約30億円を措置しており、今後新たな募集を予定しております。なお、具体的な募集開始時期等については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら調整しているところであり、決定次第、当ホームページでお知らせいたします。

2 今後予定している新たな募集（令和2年度第3次補正予算）について、募集要領等の制度詳細は公開されているのでしょうか。

募集要領等の制度詳細については、現在制度設計中の為、公開しておりません。

※現時点における制度概要資料を、当ホームページにて公開しております。

以上